

令和8年度静岡県地球温暖化対策実行計画策定支援等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度静岡県地球温暖化対策実行計画策定支援等業務

2 委託業務の目的

令和4年3月に策定した「静岡県地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）」について、県内の状況や国が令和7年2月に策定した地球温暖化対策計画、環境省作成のマニュアル等を踏まえて見直し、本県の地域特性や温室効果ガス排出特性を考慮した本県独自の実行計画を策定する。

この策定に当たり、個別施策の温室効果ガス排出量・吸収量の推計や温室効果ガス排出量の算定・分析等に関する業務について、十分な専門的知見を有する者へ業務を委託することにより、計画策定事務の円滑な遂行に資することを目的とする。

※環境省作成のマニュアル等

- ・国の地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）
- ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（詳細版（旧・本編））Ver. 3.0
（令和8年3月環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室）
- ・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver. 2.3
（令和8年3月環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室）
- ・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（ひな形）Ver. 2.1
（令和8年3月環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室）
- ・国の気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更閣議決定）は現在見直しを行っているため、その動向を踏まえること。
- ・熱中症対策実行計画（令和5年5月30日閣議決定）は現在見直しを行っているため、その動向を踏まえること。

3 委託業務の内容

（1）将来推計（現状趨勢ケース）

ア 県内のエネルギー消費量の将来推計

- ・2030年度及び2050年度までの部門別・エネルギー種類別消費量の推移の算定
- ・ふじのくにエネルギー総合戦略(令和8年3月改定)からのデータ等と整合を図ること。

イ 温室効果ガス排出量・吸収量の将来推計

- ・2030年度及び2050年度の将来推計
- ・各部門（エネルギー転換、産業、民生業務、民生家庭、廃棄物）ごとに現状趨勢ケースで整理すること。
- ・算定に当たっては、MicrosoftExcelを使用すること。

ウ 将来推計の考え方・計算過程の整理

ア、イは、ともに本県が提供する現況推計のデータをもとに行い、算定・分析

に用いたデータについて、すべて出典を示し、考え方・計算過程を明瞭にわかるような形で整理すること。

なお、成果品には、次年度以降、県職員が操作できるよう、操作方法の説明と計算式を含むMicrosoftExcel ファイルを納品すること。

(2) 個別施策ごとの温室効果ガス排出量・吸収量の推計

2030年度の削減目標値及び対策を精査・検証し、個別施策について、削減見込量を部門ごとに推計してとりまとめる。

推計結果は文章と図表にまとめ、県が検証できるように、計算の経緯を明確にしておくこと。

なお、推計に当たっては国内外や他県の動向・先進事例を把握・整理し、国及び各種研究機関が公表する資料の収集、分析（国削減対策等の寄与分の推計等）を行うこと。

(3) 静岡県地球温暖化防止県民会議等の運営補助

静岡県地球温暖化防止県民会議及び計画検討評価部会に出席し、分析結果報告書等への質問の対応、会議資料の作成等の補助、会議の議事録及び議事要旨の作成を行う。

- ・ 静岡県地球温暖化防止県民会議は1回（2月）、計画検討評価部会は3回（6月、11月、2月）の開催を予定

(4) 温室効果ガス排出量（令和6年度速報値、令和5年度確定値）算定・分析

ア 調査対象

調査対象は以下の温室効果ガス7物質とし、それぞれの排出量を算定する。

・ 二酸化炭素 (CO ₂)	・ ハイドロフルオロカーボン (HFCs)
・ メタン (CH ₄)	・ パーフルオロカーボン (PFCs)
・ 一酸化二窒素 (N ₂ O)	・ 六ふっ化硫黄 (SF ₆)
	・ 三ふっ化窒素 (NF ₃)

イ 算定・分析調査の方法等

- ①各種統計データ（「都道府県別エネルギー消費統計」等）を用いて、令和6年度の県内の温室効果ガス排出量（速報値）及び令和5年度の県内の温室効果ガス排出量（確定値）を算定する。
- ②算定方法は、原則、前年度と同様の方法を用いて、温室効果ガス排出量の経年変化を明らかにする。
(参照：静岡県温室効果ガス排出量算定方法説明書)
- ③上記②において、従来の算出手法が妥当性を欠く場合は、新たな算定方法を県に提案し、県と協議する。
- ④上記③において、新たな算定方法を用いることとした場合は、過去の温室効果ガス排出量を算定し、新たな算定方法による経年変化を明らかにする。
- ⑤算定に用いる統計データ等が過去に遡って変更した場合は、上記④と同様とする。
- ⑥算定結果に基づき、種類別・部門別の排出状況や増減要因、エネルギー消費量

等の分析を行い、県民会議に提出する分析結果報告書を作成する。(参照：2023
(令和5)年度の温室効果ガス排出状況)

⑦上記⑥において、算定結果及び報告書の内容を県に事前に報告し、県が再計算を依頼した場合は、応じること。

4 注意事項

受託者は、契約締結後速やかに業務を執行する。

なお、業務執行の詳細については、その都度県と協議する。

また、業務の執行に当たっては、次の点に留意して実施すること。

- (1) 算定に用いる統計データ等は、進行管理を考慮し、できるだけ各年の集計が可能なものとする。また、根拠資料の提出と算定に用いた箇所を明示(出典、数式表示)すること。
- (2) 県が再計算できるように、提出データと根拠データは数式を明示すること。
- (3) 成果物の提出に当たっては、事前に県と協議し、県が修正を依頼した場合は、修正に応じること。

5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

6 中間報告

以下について、それぞれの提出期限までに電子データを提出すること。

- (1) 温室効果ガス排出量算定結果(令和6年度速報値、令和5年度確定値)(エクセル様式)
提出期限：令和9年1月8日
- (2) 温室効果ガス排出量分析結果報告書(令和6年度速報値、令和5年度確定値)(ワード形式)
提出期限：令和9年1月15日
※ただし「都道府県別エネルギー消費統計」の開示が例年よりも遅れた場合は、県と協議の上、別途提出期限を決定する。
- (3) その他実行計画策定に当たり必要なデータの提出期限は、県と協議の上、決定すること。

7 成果品

- (1) 成果品：業務報告書

※将来推計、個別施策ごとの温室効果ガス排出量・吸収量の推計、温室効果ガス排出量算定結果(令和6年度速報値、令和5年度確定値)及び分析結果報告書、県民会議の議事録及び議事要旨のほか、推計及び算定・分析に利用した各種統計データ、その他委託業務の実施に当たり利用し、又は作成した資料で県が指定するものも成果品に盛り込むこと。

- (2) 体裁：紙媒体2部、電子媒体1部(CD又はDVD)
- (3) 提出期限：令和9年3月19日